



小田原税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 250-8511 小田原市荻窪 440 番地 TEL 0465 (35) 4511 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

インボイス制度説明会（法人・個人事業者向け）

～ 自分には関係ないと思っていませんか？
発行事業者になるか、早めにご検討ください
発行事業者になる方は、早めにご申請ください ～

インボイス制度は、全ての事業者に影響する可能性があり、制度の理解が大切です。
制度の仕組みや申請手続の説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

1 消費税の申告をされている方（課税事業者）向け ※問合せ先：法人1部門（内線315）

開催日（令和4年）	開催時間	会場
10月18日（火）	15:40～16:10	小田原市民交流センターUMECO （小田原市栄町1-1-27）
24日（月）	16:00～16:30	
27日（木）	10:00～11:30	小田原税務署3階会議室
11月18日（金）	10:00～11:30	
25日（金）	10:00～11:30	
12月9日（金）	10:00～11:30	小田原市民交流センターUMECO
16日（金）	16:00～16:30	

2 消費税の仕組みから知りたい方（免税事業者）向け ※問合せ先：個人1部門（内線412）

開催日（令和4年）	開催時間	会場
10月27日（木）	13:15～14:45	小田原税務署3階会議室
	15:15～16:45	
11月25日（金）	13:15～14:45	
	15:15～16:45	
12月9日（金）	13:15～14:45	
	15:15～16:45	

【申込先】小田原税務署 TEL 0465-35-4511(代) ※音声ガイダンスに沿って『2』を選択。

※ 電話による事前予約制（定員は各回30名程度）。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

～法人・個人事業者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、
原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください！！

スマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



オンライン説明会の
動画、Q & Aなどを
ご覧いただけます！

インボイス制度
特設サイト



（注）登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。